

空家等の適正な管理の推進に関する協定書

魚津市（以下「甲」という。）と、公益社団法人魚津市シルバー人材センター（以下、「乙」という。）は、空家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空家等が管理不全な状態とならないように適正に管理することにより良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）空家等 市内に存する建築物又はこれに属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）

（2）管理不全な状態 著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいう。

（3）所有者等 空家等を所有し、又は正当な権限に基づき管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）市内にある空家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙との契約が円滑に締結できるように協力を行う。

（2）市広報、ホームページその他の広告媒体により、乙が行う空家管理業務のPRに努める。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、所有者等との契約の上、空家等について次の各号に掲げる業務を行う。

（1）空家等の状況確認（目視確認、写真・報告書の送付）

（2）敷地内の除草、清掃

（3）敷地内の植木剪定

（4）敷地内の庭掃除

（5）空家等の小修繕

（6）その他、乙が受託できる一般作業、一般管理

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申し出を行うものとする。

（秘密保持）

第6条 乙及び乙の会員は、第4条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

（料金）

第7条 乙が見積もりを行い、所有者等と協議し料金を決定する。

（契約）

第8条 乙と所有者等が協議し、契約を締結する。

（免責）

第9条 甲は、乙と所有者等の協議の結果につき責めを負わない。

（報告）

第10条 乙は、10月と4月に半期ごとの契約及び作業状況等を甲に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名・押印のうえ各1通を保有する。

平成29年2月2日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長

村椿晃



乙 魚津市北鬼江一丁目1番11号
公益社団法人 魚津市シルバー人材センター
理事長

宮野高司

